

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 22 日現在

機関番号：27103

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530191

研究課題名(和文) 蘭領東インドおよび英領マラヤにおける日本人の法的地位に関する比較研究

研究課題名(英文) The Japanese Law in British Malaya and the Dutch East Indies: A Comparative Study

研究代表者

吉田 信 (Yoshida, Makoto)

福岡女子大学・文理学部・准教授

研究者番号：60314457

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は英領マラヤ及び蘭領東インドにおける日本人の法的地位に関する比較研究である。植民地の多様な住民に対して、いかなる法的地位が与えられたのかを検討した。それぞれの法的地位には、権利/義務関係が伴う。植民地の住民に異なる法的地位を与えることは、同時に住民の相違に応じた異なる権利/義務が存在したことを意味する。言い換えれば、英国およびオランダの植民地統治の特徴が、住民に対する法的地位に反映していると言える。

オランダ及び英国の公文書館において調査を実施し、研究により得られた成果は、学会及び研究会において報告するとともに、論考として公表する機会を得た。

研究成果の概要(英文)： This research is a comparative study of legal status of the Japanese both in British Malaya and the Dutch East Indies before the second world war. There were different races inhabited in both colonies with different legal status. Each legal status had its own rights and duties, some population group could exercise certain rights but some could not. This meant that there were different rights and duties corresponding to the difference of race, population group and nationality. In other words, different legal status is characterized by the style and manner of colonial rule. By comparing the legal status of the Japanese in both colonies, this research aims to uncover the different style of colonial rule in both colonies.

The research activity has been done mainly at national archives both in the Netherlands and Britain. Several presentations were given on this research at academic meetings. Also, two papers were published in relation to this subject.

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：日本人法 植民地 帝国 英領マラヤ 蘭印 国籍 市民権

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は英領マラヤ及び蘭領東インドにおける日本人の法的地位について比較検討するものである。

(2) 蘭領東インドの日本人の法的地位についてはオランダ及び日本において若干の研究が存在することは確認できた。オランダでは第二次大戦前に日本人の法的地位を対象とする博士論文が執筆されていた。日本国内では、本研究の研究代表者により論考が公表されている。

(3) しかしながら、英領マラヤについては日本人の法的地位のみならず、住民の法的区分の概要も明らかではない状況であった。事前の調査では、英国の植民地の市民権に関する全般的な研究書が1冊、英領マラヤの住民区分についてセンサスの分析から検討した論考が1点という状況であった。

(4) このような研究状況に鑑み、英国及びオランダの公文書館における調査が必要であると想定された。

2. 研究の目的

英領マラヤ及び蘭領東インドにおける日本人の法的地位を比較検討することにより、次の点を明らかにすることが目的であった。

(1) 条約改正に伴い「文明国基準」を満たしたとみなされた日本は、英領マラヤ及び蘭領東インドにおいていかなる法的地位を付与されたのか。

(2) 両植民地は、開国後の日本から多くの日本人が渡航し、多様な活動に従事していた地域である。日本人の法的地位は両植民地に居住し、経済活動に従事する日本人にとってどのような影響を及ぼしたのか。

(3) それぞれの植民地において、日本人を含め居住する住民に対していかなる法的地位が存在し、それらの法的地位にはいかなる権利/義務が伴っていたのか。

(4) 日本人の法的地位を検討するに際しては、華人の法的地位もあわせて検討する必要がある。蘭領東インドにおいては、開国直後に渡航した日本人がしばしば華人とみなされたことが明らかとなっている。また、華人も日本人集団の存在をどのように認識していたのかを把握することは重要である。

(5) 日本人を含む両植民地における住民の法的区分は、英国並びにオランダの植民地統治といかなる関係にあったのか。

(6) 住民の法的地位によって権利/義務の行使が規定されていたのであれば、そこには

植民地統治の様式・あり方が反映していると理解することが可能である。両国共に植民地統治においては間接統治を採用した国として一般的に整理されている。しかしながら、法的な住民区分の比較検討から両国の植民地統治の相違を導き出すことが期待される。

3. 研究の方法

(1) 国内では国立国会図書館や京都大学東南アジア研究所図書館をはじめとする各大学図書館において史資料収集をおこなった。これらの図書館では主としてオランダ領東インド及び英領マラヤの植民地法制史に係る史資料の所蔵調査を実施した。また、戦前の東南アジアにおける日本人の活動の実態を把握するため、当時出版された旅行記や統計資料も収集の対象とした。

(2) 国外では英国ロンドンおよびオランダ・ハーグの公文書館において史資料収集をおこなった。オランダでは公文書館以外にライデンにある王立言語地誌民族研究所(KITLV)の所蔵史資料も調査対象とした。これら公文書館では両国の旧植民地における住民の法的区分に関する史資料を調査した。

(3) 収集した史資料は可能な限りデジタル化を進めた。この作業により、電子文書化したファイルとして史資料が携帯可能となり、史資料の解析に必要な環境が相当程度整備された。

4. 研究成果

(1) 蘭領東インドにおける日本人の法的地位を調べて得られた知見を、ライデン大学法学部において実施された「植民地法・植民地法制史料」研究会において報告(英語)する機会を得た。

なお、この研究会にはオランダ領東インドにおける華人の法的地位に関する博士論文を執筆した研究者が参加しており、華人のみならず日本人の法的地位も含めた情報交換をおこなうことができ研究の方向性を確認する上で非常に有益であった。

(2) オランダにおける法的住民区分を調べる過程において、植民地法制史に係る調査を実施した。とりわけ、住民の法的地位と密接に関連する婚姻規定について調査を進め、史資料の収集をおこなった。これにより得られた知見の一部を東南アジア学会及び研究会において報告した。

なお、蘭領東インドにおける婚姻規定の変遷をオランダ本国の婚姻規定の変遷と比較検討し、本国における婚姻規定の変化が植民地にいかなる影響を及ぼしたのか整理した。これは共著書の一部を構成する論考として提出を済ませており、2015年に刊行予定である。

(3) 植民地法制史を調べる過程において、本国のオランダにおける憲政史を検討する必要性が生じた。そこで、オランダ憲法に関する調査をおこない、得られた知見の一部をオランダ憲法に関する著作として国立国会図書館より刊行した。

ここでは、オランダ憲法の解説を執筆するとともに、国会図書館の調査員と共同でオランダ憲法の邦訳をおこなっている。オランダ語から初めて邦訳された憲法全文である。

(4) オランダ憲法に関する知見の一部をライデン大学東京事務所開設記念シンポジウムにおいて報告する機会を得た。この国際シンポジウムは国内で実施されたが報告は英語によるものである。

(5) 植民地における法的住民区分が独立後にいかなる変化を被ったのかを調査する過程において、独立期前後に生じたオランダ軍とインドネシア軍との戦闘について調べる機会を得た。この戦闘に伴う民間人の虐殺に対する補償が現在のオランダにおいて争点となっていることがわかり、これを整理し、論考として公表する機会を得た。

(6) オランダにおける戦後補償の動向に係る調査によって得られた知見の一部を、戦後補償に関する研究会及び公開フォーラムにおいて報告する機会に恵まれた。

(7) ロンドンの公文書館での調査により英領マラヤにおける住民の法的地位に関する概要は把握できた。

しかしながら、英領マラヤにおける住民の法的地位についてはより詳細な検討が必要であり、今後も調査を継続する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

吉田 信、オランダにおける植民地責任の動向-ラワグデの虐殺行為をめぐって-、国際社会研究、査読有、第2号、2013、pp.53-75

〔学会発表〕(計5件)

吉田 信、オランダ領東インドにおける婚姻規定の歴史の変遷、東南アジア学会、2014年1月11日、南山大学

Makoto Yoshida, Ambiguous identities: 'Japanese Law' and its impact on the Dutch East Indies, Seminar 'Colonial law and colonial legal archives', 2012 Dec. 17, Leiden University.

Makoto Yoshida, Taking constitution seriously: some remarks on recent Dutch politics from a constitutional point of view, ライデン大学東京事務所開設記念「日蘭歴史」シンポジウム、2012年11月20日、国際文化会館

吉田 信、オランダ領東インドにおける婚姻規定の変遷、通婚・雑婚研究会、2011年12月18日、東京ウィメンズプラザ

吉田 信、オランダ領東インドにおける婚姻規定の変遷(弘末雅士立教大学教授による報告、「20世紀前半期のインドネシアにおける現地妻をめぐるイメージと男女関係」に対するコメント)、ユーラシアの近代と新しい世界史叙述、2011年10月30日、東京大学

〔図書〕(計1件)

吉田 信、各国憲法集(7)オランダ憲法、国立国会図書館調査及び立法考査局、2013、41

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
<http://www.fwu.ac.jp/la/avanti/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者
吉田 信 (Makoto Yoshida)

研究者番号：60314457

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者 ()

研究者番号：